

筑西広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則

平成 15 年 9 月 25 日

規則第 11 号

改正 平成17年 3月28日規則第 5号  
令和 7年 5月28日規則第 2号

令和元年 7月16日規則第 2号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年組合条例第 5 号。以下「組合条例」という。）第 2 条により、その例によることとされる筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年筑西市条例第 3 号。）第 7 条の規定に基づき、組合条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 組合条例の施行については、筑西市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年筑西市規則第 14 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 16 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。